

ID: 210

担当部署: 上下水道課

処分の概要	責任技術者証の交付及び再交付		
例規名 根拠条項	柴田町下水道排水設備指定工事店規程 第17条第1項及び第4項		
例規番号	令和2年上下水道規程第5号		
【基準】	<p>第15条及び第17条の規定による。</p> <p>(登録資格)</p> <p>第15条 県下水道公社が実施する下水道排水設備工事責任技術者試験の合格者又は下水道排水設備工事責任技術者情報台帳の登載者は、その登録を受ける資格を有するものとする。</p> <p>2 前項に定める者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができない。</p> <p>(1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(2) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(3) 不法行為又は不正行為等によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消さ疎通れ、2年を経過していない者</p> <p>3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、町長にその旨を届け出るものとする。</p> <p>(責任技術者証)</p> <p>第17条 町長は、第15条に定める登録資格を有する者から前条の申請があったときは、責任技術者として登録を行い、様式第11号による責任技術者証を交付するものとする。</p> <p>2 責任技術者は、排水設備工事業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、要求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 責任技術者は、氏名及び住所に異動(住居表示の変更を含む。)があったときは直ちに様式第12号による届出書に異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、町長に届け出なければならない。</p> <p>4 責任技術者は、責任技術者証をき損又は紛失したときは、直ちに様式第13号による申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。</p> <p>5 責任技術者は、第20条の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく町長に返納しなければならない。同条の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その停止期間中返納しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日